



# 鳥取県公報

平成17年10月18日(火)  
号外第165号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	一般国道の区域の変更 (785) (道路企画課) .....	1
	県道の区域の変更 (786) ( " ) .....	1
	一般国道の供用の開始 (787) ( " ) .....	2
	県道の供用の開始 (788) ( " ) .....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第785号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課 (鳥取市東町一丁目220) において一般の縦覧に供する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	変更前	西伯郡南部町東町130地先から米子市陰田町653 - 4地先まで	7.2 ~ 52.0	9,630.0
		米子市新山字細田1165 - 1地先から同市陰田町1489 - 1地先まで	26.0 ~ 138.0	1,927.0
	変更後	西伯郡南部町東町130地先から米子市陰田町653 - 4地先まで	10.5 ~ 138.0	4,271.0

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	米子市糺町二丁目193地先から同市富士見町二丁目152地先まで	変更前	22.5 ~ 42.5	655.0
		変更後	22.5 ~ 42.5	620.0

### 鳥取県告示第786号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項

の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子広瀬線	変更前	米子市古市字草木24 - 1 地先から同市古市字大谷山926 - 3 地先まで	5.0 ~ 43.0	2,443.0
	変更後	米子市鞆町二丁目182 - 1 地先から同市古市字大谷山926 - 3 地先まで	5.0 ~ 43.0	7,101.0

#### 鳥取県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
180号	西伯郡南部町東町130地先から米子市陰田町653 - 4 地先まで	平成17年10月18日

#### 鳥取県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
米子広瀬線	米子市鞆町二丁目182 - 1 地先から同市古市字大谷山926 - 3 地先まで	平成17年10月18日